

広島県告示第二百八十号

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）別表第一地方港湾の表棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮棧橋の項に掲げる一級棧橋及び二級棧橋を次のとおり指定し、平成二十五年四月一日から施行する。なお、昭和五十年広島県告示第三百六十四号（広島県港湾設備使用条例別表のさん橋の級別）は、三月三十一日限り廃止する。
平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 一級棧橋 宮島さん橋
- 二 二級棧橋 宮島さん橋以外の棧橋